

詫間港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示

第1 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通を行う場合に経なければならない場所は、次に掲げる場所とする。

- 1 詫間棧橋
- 2 丸一鋼管岸壁 正門

第2 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所は、次に掲げる場所とする。

- 1 詫間1、2及び3号岸壁
- 2 丸一鋼管岸壁
- 3 詫間棧橋（ただし、船用品、携帯品及び託送品に限る。）